

佐賀県告示第 155 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 27 年 3 月 20 日から平成 27 年 4 月 20 日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 204 号	唐津市鎮西町名護屋字フロヲ口 3132 番 1 地先から 唐津市鎮西町串字打割 135 番 1 地先まで	平成 27 . 3 . 20
	唐津市肥前町寺浦字木場ノ元 501 番 3 地先から 唐津市肥前町寺浦字嶽ヶ崎 430 番 5 地先まで	〃
	唐津市肥前町万賀里川字神ノ前 697 番 4 地先から 唐津市肥前町万賀里川字向田 275 番 1 地先まで	〃
	唐津市肥前町切木字美舎子乙 159 番 98 地先から 唐津市肥前町切木字段の川乙 118 番 1 地先まで	〃